# 旅行業約款(受注型企画旅行契約)

### 一般社団法人 日本旅行業協会保証社員

# 社 名海鴎トラベル株式会社

#### 第一章 総 則

(適用範囲)

- 第一条 当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約 (以下「受注型企画旅行契約」といいます。) は、この約款の定め るところによります。この約款に定めのない事項については、法令 又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

- 第二条 この約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの 依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることが できる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払 うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これによ り実施する旅行をいいます。
- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該受注型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うことを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。
- 4 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機(以下「電子計算機等」といいます。)と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。
- 5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が受注型企画 旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日 ないいます。

(旅行契約の内容)

第三条 当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(手配代行者)

第四条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部 又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う 者その他の補助者に代行させることがあります。

### 第二章 契約の締結

(企画書面の交付)

- 第五条 当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする 旅行者からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるとき を除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービス の内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した 書面(以下「企画書面」といいます。)を交付します。
- 2 当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に 関する取扱料金(以下「企画料金」といいます。)の金額を明示す ることがあります。

(契約の申込み)

- 第六条 前条第一項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社 に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定 の申込書(以下「申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、 当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければな りません。
- 2 前条第一項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなければなりません。
- 3 第一項の申込金は、旅行代金(その内訳として金額が明示された 企画料金を含みます。)又は取消料若しくは違約料の一部として取 り扱います。
- 4 受注型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、 契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内 でこれに応じます。
- 5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に

要する費用は、旅行者の負担とします。

(契約締結の拒否)

- 第七条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
  - 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
  - 二 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
  - 三 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団 関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められ るとき。
  - 四 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、 取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれ らに準ずる行為を行ったとき。
  - 五 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当 社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれ ちに進ずる行為を行ったとき。
  - 六 その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

- 第八条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第六条 第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。
- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾 する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契 約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達 した時に成立するものとします。

(契約書面の交付)

- 第九条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行程、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。
- 2 当社は、第五条第一項の企画書面において企画料金の金額を明示した場合は、当該金額を前項の契約書面において明示します。
- 3 当社が受注型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第一項の契約書面に記載するところによります。

(確定書面)

- 第十条 前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び旅行計画上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)を交付します。
- 2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 3 第一項の確定書面を交付した場合には、前条第三項の規定により 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当 該確定書面に記載するところに特定されます。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第十一条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、企画書面、受注型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を 記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用す る通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するも のに限ります。)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧し たことを確認します。

(旅行代金)

- 第十二条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日まで に、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなけ ればなりません。
- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所 定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅 行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日 とします。

#### 第三章 契約の変更

(契約内容の変更)

第十三条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。) を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。